日調連発第３８２号
令和４年３月３０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応について（依頼）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり協力依頼がありましたので、貴会会員への周知につきましてご協力をお願いします。

事　　務　　連　　絡
令和４年３月１８日

日本土地家屋調査士会連合会　御中

法務省民事局民事第二課

成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応について（協力依頼）

貴会におかれては、平素から法務行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、成年年齢を引き下げること等を内容とする民法改正法が令和４年４月１日に施行されます。成年年齢の引下げ後は、１８歳、１９歳の若年者が親の同意を得ずに契約を結ぶことができるようになり、また、未成年者であることを理由として結んだ契約を取り消すことができなくなります。

成年年齢の引下げについては、１８歳、１９歳の若年者の消費者被害拡大の防止等の環境整備の重要性が指摘されており、それらの指摘を受けて、平成３０年４月以降、法務大臣を議長、内閣官房副長官補を副議長とする「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を継続的に開催し、その進捗管理の下、関係府省庁において、若年者に対する消費者教育の拡充を始めとする環境整備の施策が推進されてきました。また、本年１月には、岸田内閣総理大臣のもとで、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」が開催され、施行に向けてこれらの環境整備の施策をより強力に推進することが確認されたところです。

成年年齢の引下げ後に新たに成年に達した若年者は、契約の締結に当たって、その契約によって得られるものや支払う対価等を考慮した上で、その契約の締結が自身にとって有益なものなのかについて判断すること

が求められます。したがって、事業者においても、新たに成年に達した若年者との間で契約を締結するに当たっては、そのような若年者が契約の内容を的確に理解し、判断するために必要な情報の提供等についての配慮が求められるものと考えられます。

以上を踏まえ、法務省民事局民事法制管理官・内閣官房副長官補付（内閣参事官）から、「成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応の要請について」依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、各単位会及び会員に対し、成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1　別添のとおり、呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用ください。なお、貴業界や貴会等の実態に鑑み、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

2　通知の発出に当たっては、以下の関連する動画・チラシ・ポスター・リーフレット等の広報素材を併せて会員に対し情報提供していただきますようお願いします。

・成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」
https://seinen.go.jp

・動画「１分でわかる成年年齢引下げ」
https://www.youtube.com/watch?v=qmfpH8e7KQo

・成年年齢引下げに関するパンフレット
https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf

・成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット「１８歳を迎える君へ」
https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html

・「東京リベンジャーズ」とタイアップした政府広報キャンペーン
https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/seinen_18/index.html

3　通知の発出はできる限り速やかに実施していただければ幸いです。

18歳の翔平くん・亜美ちゃんを
待ち受ける数々の落とし穴…
今度は恋のライバルも出現！？
２人の恋の行方はどうなる？

社会に出る準備は
いいですか？



消費者契約

クレジットカード

お酒

契約
初心者向け

大人

SNS

大人への道しるべ

大人になるまでに知っておきたい12のこと



NEW 違法アップロード

NEW 契約
中級者向け







NEW アルバイト



NEW 破産



NEW 税金・年金

NEW 犯罪



NEW



「大人への道しるべ」のエッセンスをまとめた動画も、
トップページからご覧ください！

2022年４月１日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。
マンガやクイズを通じて、大人になるまでに知っておきたいことを楽しく学びましょう！

https://seinen.go.jp/

法務省民事局参事官室

大人への道しるべ 検索

法教育リーフレット

18歳を迎える君へ

契約について学ぼう



「法教育」とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいいます。

2022年（令和4年）4月某日



詳しくは次ページへ

1 18歳と17歳で何が違うの?

法律が改正され、「成年」となる年齢が18歳に変わりました。
成年になると未成年者取消しはできなくなります。



民法の改正

2018年（平成30年）６月に、成年年齢を18歳に引き下げることなどを内容とする法律※が成立しました。

2022年（令和４年）４月１日以降は、18歳で「成年」と扱われます。 ※「民法の一部を改正する法律」

改正前
民法第４条
年齢20歳をもって，成年とする。

改正後
民法第４条
年齢18歳をもって，成年とする。



契約における違い

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消し)。

成年になると、未成年者取消しは適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません。

民法第５条第１項
未成年者が法律行為をするには，その法定代理人の同意を得なければならない。ただし，単に権利を得，又は義務を免れる法律行為については，この限りでない。

民法第５条第２項
前項の規定に反する法律行為は，取り消すことができる。

私は親に相談しなかったから、**英会話教室への入会を親に取り消されちゃった!!** だから、入会金が返ってきたの。

※契約を結ぶことなどを「法律行為」といいます。おこづかいや仕送りの範囲なら一人でも契約できます。



18歳は「未成年者取消し」の対象にならないのか…。消費者トラブルに巻き込まれたりしないかな…。



確かに注意は必要だけど、いいこともたくさんあるよ！社会には人生を豊かにする**契約**がたくさんあって、成年になれば、それを自分の判断で決めることができるんだ！



身近な契約の例


欲しいものを買う
＝**売買契約**


部屋を借りる
＝**賃貸借契約**


就職をする
＝**雇用契約**

成年になると、今までよりももっと自由に、そして主体的に社会に参加できるようになります。その手段のひとつが「契約」です。
自信をもって社会で活躍できるよう「契約」について一緒に勉強していきましょう!!

2 契約の基本について学ぼう

私たちは、毎日の生活の中で、色々な契約を結びます。
契約自由の原則についてしっかり頭に入れましょう。



契約とは

契約は、**当事者双方の意思表示（考えを表すこと）が合致すること**によって成立するものです。

「売ります」「買います」

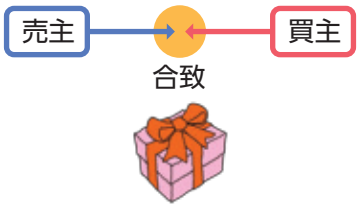

「貸します」「借ります」

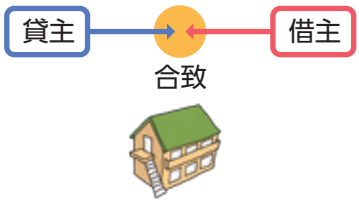

「雇います」「働きます」

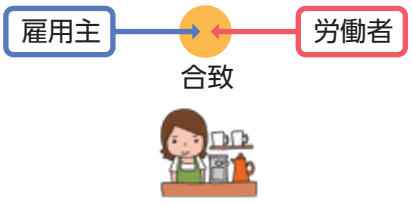

契約自由の原則

契約は**当事者の自由な意思に基づいて結ぶ**ことができます。当事者間で結ばれた契約に対しては、国家は干渉せず、その内容を尊重しなければなりません。これを**契約自由の原則**といいます。

「契約を結ぶかどうか」、結ぶとしても「誰と結ぶか」、「どのような契約内容にするか」について、当事者は自由に決めることができます。

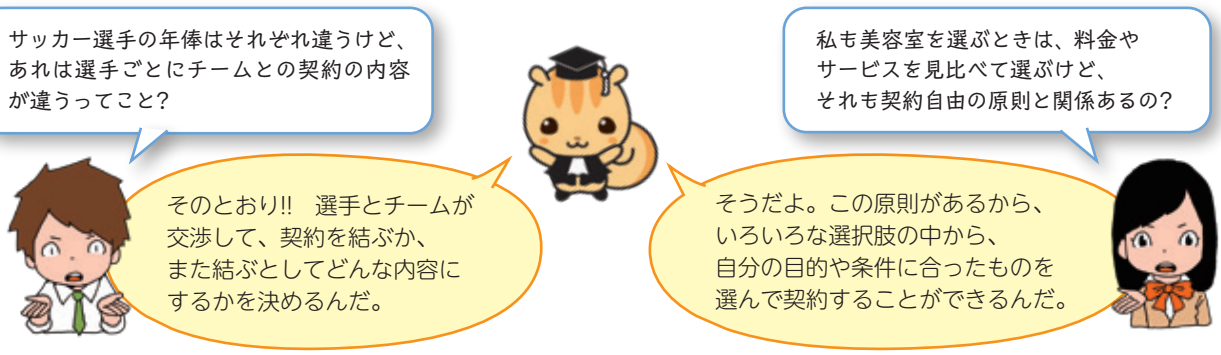

契約自由の原則の例外

契約を結ぶ当事者の中には、「雇用主と労働者」、「事業者と消費者」など、必ずしも対等な関係とはいえないものがあります。このような関係において「契約自由の原則」を貫くと、力のある者に有利な契約ばかりが成立することになりかねません。

そのため、労働者や消費者といった立場の弱い者を保護する観点から、一定の関係においては、法律によって**契約自由の原則の例外**が設けられています。

（例）

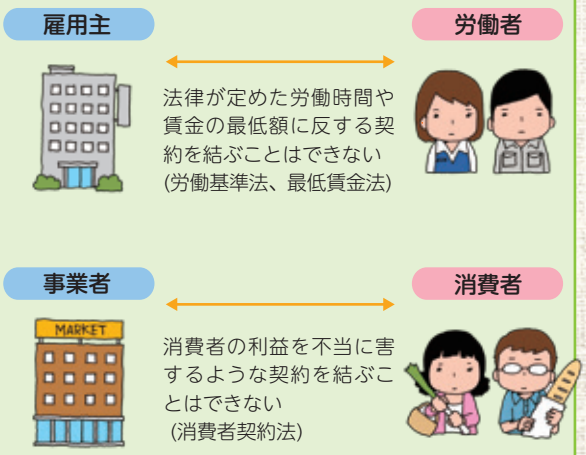



自分で選んでみよう！

3 自分の目的や条件に合ったものを選ぼう!!

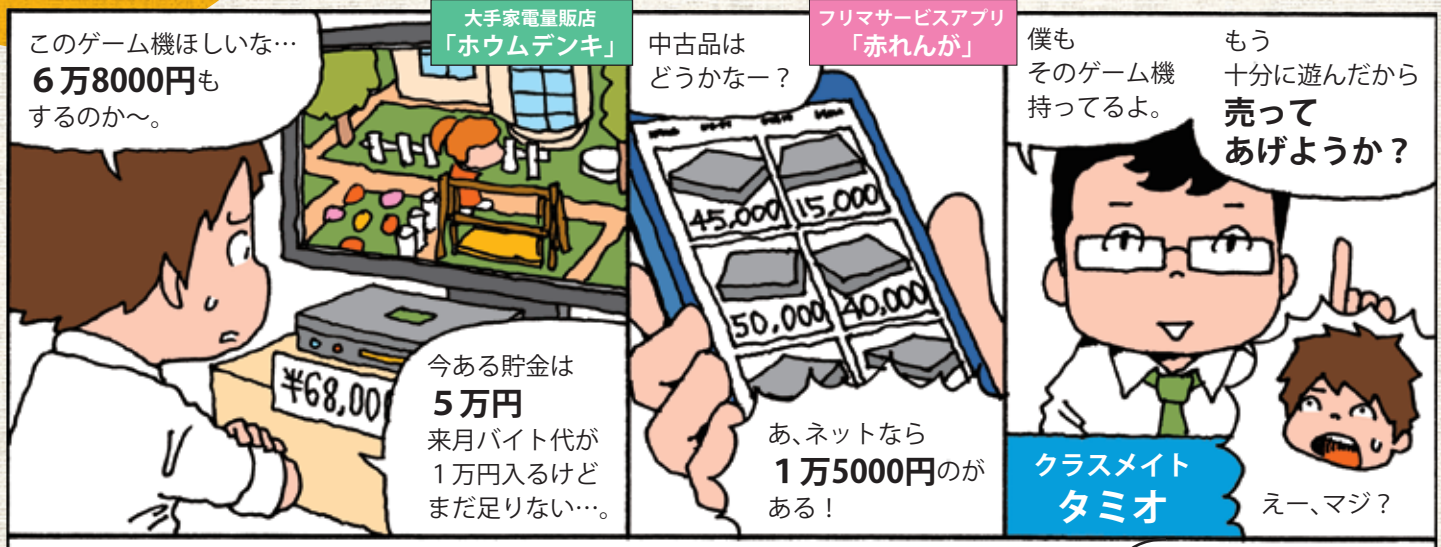

		大手家電量販店「ホウムデンキ」	フリマサービスアプリ「赤れんが」	クラスメイト「タミオ」
商品に関する情報	販売価格	6万8000円（税込） 価格の10%ポイント還元	1万5000円（税込） 送料1500円	3万5000円
	新品か中古品か	新品	中古品 （1年間使用との説明あり）	中古品 （半年間使用との説明あり）
	コントローラーの個数	1個	1個	2個
	現物を確認できるか	確認可	確認不可 写真あり	確認可
支払方法		現金払い、クレジットカード払い、電子マネー各種対応	クレジットカード払い コンビニ払い	現金払い



あなたの目的や条件を整理しよう!!

1 すぐに必要か？

必要　　そうでもない

2 価格はいくらまで？

＿＿＿＿＿＿ 円まで

3 新品か、中古品か？

新品　　中古品

4 現物を確認したいか？

絶対したい　　しなくてもよい

5 支払方法は？

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6 その他のこだわり

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●だから、私は ＿＿＿＿＿＿＿＿ を選ぶ

●決め手は ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿



4 契約はいつ成立するんだろう？

お互いの意思表示が合致すると契約は成立します。

原則として、口頭の約束でもよいとされています。



Q ツカサさんとタミオさんの間では、いつ「意思表示の合致」があったといえるかな？

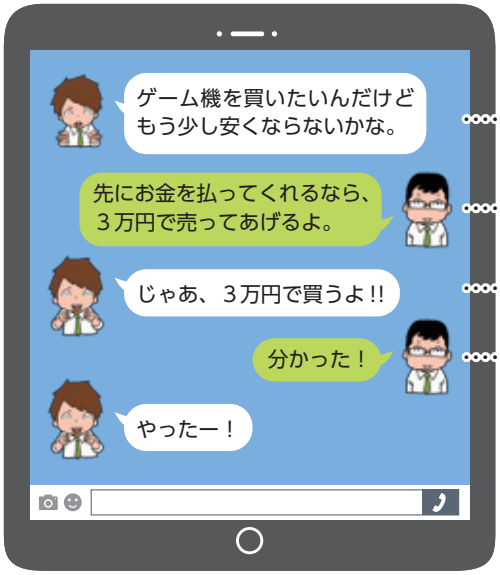



僕とタミオさんの意思表示が合致したのは値下げについて合意した**❷の時点**じゃないかな。



❷の時点では、ツカサさんは「3万円でタミオさんのゲーム機を買う」とは言っていないよ。契約が成立したのは、ツカサさんが3万円でタミオさんのゲーム機を買うと言った**❸の時点**じゃないかしら？



❸の時点が、正解！！

❶は**契約を結ぶ前の交渉**だね。
❷でタミオさんがツカサさんに**契約の申込み**をし、
❸でツカサさんがこれを**承諾**したことで、
二人の意思表示が合致したんだね！！

Q 契約が成立したらどうなるの？

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ**権利**と**義務**が発生します。


売主

・代金の支払いを求める権利
・ゲーム機を引き渡す義務

・ゲーム機の引渡しを求める権利
・代金を支払う義務


買主

僕はタミオさんに対して、
「ゲーム機の引渡しを求める権利」
を手に入れるとともに、
「代金を支払う義務」を負うのか！！



column

口頭でも契約が成立するのに、どうして契約書を作るの？？

車や不動産の購入や継続的に通う英会話教室等の契約では、多くの場合、契約書を作成します。

契約書を作成するのは、**契約内容を明確にし、合意した内容を確認できるようにするため**です。

ひとたび契約書を作ると、その契約書は、そこに書いてあるとおりの契約をしたことを示す大きな証拠になります。

後で契約をめぐってトラブルになるのを避けるためにも、契約書に書かれている内容を確認し、契約書の記載内容に納得できるかよく考えることが大事です。

また、契約書は必ず保管しておきましょう。



5 契約の拘束力について学ぼう

契約した当事者は、契約した内容を守らなければなりません。

このように一度、契約が成立すると、拘束力(こうそくりょく)が生じます。



Q ツカサさんはタミオさんにコントローラーをもう１個持ってくるよう求めることはできるでしょうか？

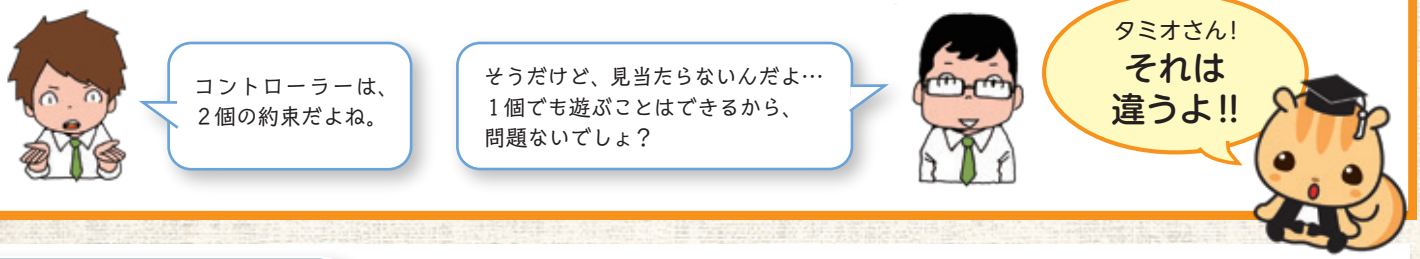

契約の拘束力

一度契約が成立すると、合意した内容をお互いに守る義務が発生します。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません。これらを認めてしまうと、皆が安心して契約を結ぶことができなくなるからです。これを「**契約の拘束力**」といいます。

もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現するよう求めることができます。

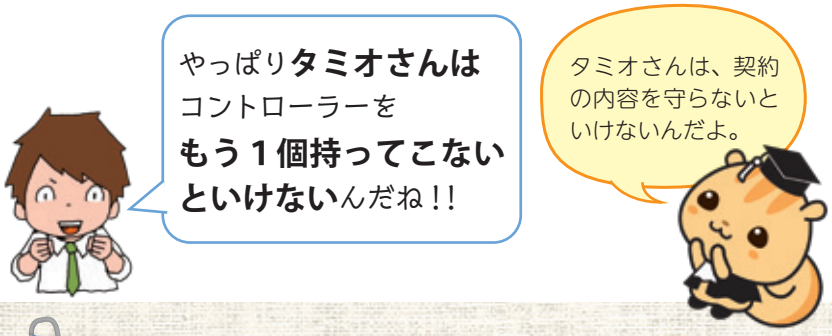

check クーリング・オフ制度

キャッチセールスや電話での勧誘など、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます。

詳しくは、『社会への扉』５～６ページ(消費者庁発行)を見てみよう！

消費者庁HP

column

引き渡された物に問題があったとき、何かできることはある??

①　売買契約で引き渡された物が契約で決めた内容と違うとき

→買主は売主に、**その物の修理や補充、新しい物との交換**を求めることができます。

②　売主が①の修理や補充、交換の請求に応じないとき

→買主は売主に、**代金の減額**を求めることができます。

③　引き渡された物が完全に壊れていて修理ができないときなど

→買主は**契約を解除**(かいじょ)して、売主に代金の返金を求めることができます。

その他に、買主に損害が生じていたときは、その損害を金銭で賠償(ばいしょう)してもらえる場合があります。

※　売主が物を引き渡さないときは、③と同様に買主は契約を解除して売主に代金の返金を求めることができます。

〔例〕



6 トラブルが起きたらどうすればよいの?

自分でトラブルを解決できないときは、第三者の助けを借りることができます。
自分の権利を実現する方法を知っておきましょう。



Q 契約の相手方が自ら義務を果たさない場合、どのような手段で解決すればよいでしょう?



相手が請求に応じないときは、どうしたらいいのかなあ。

トラブル例

- 代金を支払ったのに商品が届かない。
- 見本と違うものが送られてきた。

話し合いで解決できないこともありそう。なんだか契約を結ぶのが不安だな。



裁判による紛争解決(民事トラブルの場合)



裁判所が、当事者双方の主張を聞き、提出された書類や証人を調べた上で、当事者の権利が認められるかを法に照らして判断し、**判決**によって紛争を解決します。

判決に至る前に、裁判所が間に入って当事者の話し合いによる解決を促し、当事者が互いに譲り合って解決内容を合意する**和解**もあります。

裁判以外の中立・公正な第三者による紛争解決(ADR)

※Alternative Dispute Resolution

当事者と利害関係のない公正中立な第三者が間に入り、当事者同士に話し合いを促し、利害を調整して、トラブルを解決する方法(**調停**)などがあります。



調停には民間事業者が行う調停のほか、裁判所が行う調停もあります。

適正な手続で、正しく法を適用することによって、具体的な紛争を解決することを**司法**というよ!





ひとりで悩まないで!ここに連絡すれば専門家が相談に乗ってくれるよ!

法的トラブルで悩んだときは

■ 法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

(IP電話からは:03-6745-5600)





法テラスHP

お問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談機関・団体に関する情報を、電話やメールにより無料で提供します。

法律の専門家に直接アクセスするなら

■ 全国の弁護士会・弁護士会連合会



日本弁護士連合会HP

■ 司法書士総合相談センター



日本司法書士会連合会HP

消費者トラブルなど、困ったことが起こったときは

■ 消費者ホットライン

☎188(いやや)



地方公共団体が設置している最寄りの消費生活センターや、消費生活相談窓口を案内します。相談窓口では、消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン

※2022年（令和４年）４月１日から

7 18歳からできること・20歳まではできないこと



成年年齢が18歳になっても、20歳まではできないことがあります。
18歳からできること、20歳まではできないことを確認しておきましょう！



【18歳からできること】
- 各種資格（公認会計士や司法書士など）の取得 ※取得できない資格もあります。
- 裁判員として刑事裁判に参加
- 性別の取扱いの変更の審判（しんぱん） ほか
- 普通自動車免許の取得、選挙での投票はこれまでどおり18歳からできます。

【20歳まではできないこと】
- ×喫煙
- ×飲酒
- ×公営ギャンブル ほか



※詳細は法務省民事局HP

注目！ ２０２２年（令和４年）４月１日から 少年法も変わります！

18･19歳は･･･

- ⚠ 刑事処分の範囲が拡大
- ⚠ 実名報道が一部解禁

詳しくはこちら！



※法務省刑事局HP

さいごに



そうだね！　契約をするときは、今日勉強したことを思い出してね。
これまで勉強してきた契約も、契約をした当事者同士にとっては、守らなくちゃいけないルールの１つだよ。社会にはルールがたくさんあるけど、それは、いろいろな考えや価値観を持った人々が一緒に生きていくために必要だからなんだ。
これからも、契約やルールについて勉強して、みんなで一緒に、誰もが尊重される自由で公正な社会をつくっていこう！



発行：法教育推進協議会　　作成年月：2020年（令和2年）12月
2021年（令和3年）11月改訂
お問合せ：法務省 大臣官房司法法制部 司法法制課 司法制度第二係
TEL：03-3580-4111(内線2364)　Email：houkyouiku@i.moj.go.jp

ここも見てね！